

食料・農業・農村政策審議会議事規則 (抄)

〔平成十三年二月二十日〕
食料・農業・農村政策審議会

第十条 分科会長又は部会長は、必要あると認めるときは、特定に事項を分科会長又は部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し、調査審議させることができる。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会における果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興基本方針の策定に関する小委員会の設置について

〔平成十六年二月二十日〕
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会議事規則第十条に基づき、食料・農業・農村政策審議会生産分科会果樹部会（以下「果樹部会」という。）に、専門委員からなる果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興基本方針の策定に関する小委員会として、果樹農業振興基本方針に掲げる事項のうち、果樹の栽培及び果樹園の経営等に係る事項については、産地・経営小委員会、それ以外の事項については需給小委員会を置き、調査審議させる。

第二条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第三条 小委員会に小委員長を置き、部会長の指名によってこれを定める。

第四条 小委員会の議長は、小委員長をもって充てる。

第五条 小委員会の会議は、公開とする。

第六条 小委員長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第七条 小委員会の議事録は、公表とする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、小委員長は、議事録に代えて議事要旨とすることができる。